	交施設使			使用料源	域免決定	通知書	(本人)	杜
	団 体	名	4	日市合	気道:	クラブ	田田	市後
出工解者	-L- =-tr -tv	住 所	龙	島市佐	伯区当	彩嘘	3-14-25	一)推定的
	申 請 者	氏名 八、谷祐一						P
	次のとおり (大学校 大学校) を使用したいので、許可してください。 なお、使用上の注意事項を遵守します。							
		目 的 名)	合	気道の	格は	7		
	使 用 1	日 時	2014年/2月 12月23日(月) 19:00~2/:00	2日(月) 19 4日(松19 9日(月) 19		○(うち運動場照	贸明設備使用	時間) 時間) 時間)
	(使用する日を 記入してく)	とすべて) ださい。)	12A25ACK) 19=00~21:00	//日(太) 19 /6日(月) 19	: 00~21:0	○(うち運動場照 ○(うち運動場照	照明設備使用 照明設備使用	時間) 時間) 時間)
	団 体 責 (連 絡	任 者 先)	(TEL090-8	祐一	人 数		/0 人	
	備 (使用器具	考 書 等)	原	BA	屋内運動場等 の使用面積	- 1 年間・(1	/2面・()
	 使用料の減免区分 (○で囲んでください。) 市が利用、主催及び共催するとき【免除】 ・ 利用者の半数以上が児童(満18歳に満たない者)のとき【免除】 ・ 利用者の半数以上が障がい者(介助者を含む)のとき【免除】 ・ 利用者の半数以上が高齢者(満65歳以上の者)のとき【1/2免除】 ・ その他(
	廿日市市教育委員会教育長 様							
学校	◎学校運営	上、支障		確認しました。 市市立	か中	学校長		
教育委員会使用欄	上記のとおり学校施設の使用を許可します。							
	2/0							円
	2 廿日市市立学校施設使用条例及び廿日市市立学校施設使用規則を遵守すること。							
	上記金額を領収しました。							
	領」 分任十 一 6. 1 廿 日	四 15		廿日市市孝	数育委員会	:教育長		

*学校長印の無いものは、無効です。

1 使用後は、清掃及び整理し、復旧すること。 使用上の注意事項

2 ゴミは持ち帰ること。 3 使用時間は厳守すること。 4 その他使用する学校の指示に従うこと。 5 使用中の事故は、使用者の責任により処理すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。